

利根川栗橋流域水防事務組合個人情報保護審査会条例

令和 5年 3月 31日
水防組合条例第 2号

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び利根川栗橋流域水防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年水防組合条例第4号）の規定による審査請求について調査審議するため、利根川栗橋流域水防事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項及び組織等)

第2条 審査会の所掌事項、組織及び調査審議の手続きについては、久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年久喜市条例第6号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。